A11 - 283 平成 24 年 2 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 不動産証券化協会

IASB 改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見書

標記につきまして、貴委員会より公表されております「IASB の改訂公開草案「顧客との契約から生じる収益」に関する意見の募集」(平成23年12月22日)につきまして、下記のとおり意見を提出させて頂きますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

(番号7)

年度の開示では、収益の認識基準等の定性的情報に加え、定量的な情報の開示(収益の分解表示、契約資産・負債の調整表、未充足の履行義務の満期分析、契約コストや不利な履行義務による債務の情報等)が提案されている。これに同意するか。同意しない場合、これらのうち、利用者が得る当該情報からの便益と、情報の作成及び監査のコストが見合っていないと考えられる開示項目は何か。

(番号8)

中間財務報告(我が国では四半期財務諸表及び中間財務諸表)において要求される開示の範囲の提案に同意するか。同意しない場合、提案されている開示のうち、利用者が得る当該情報からの便益と、情報の作成及び監査のコストが見合っていないと考えられる開示項目は何か。

< 意見 >

提案に同意しない。

<理由>

改訂公開草案においては、非常に多くの開示項目が提案されており、利用者の便益を上回る作成者のコストが発生すると考えられる。提案されている開示項目の中には、企業の履行義務に関する情報として、当初の予想存続期間が1年超の契約について、残存する履行義務に配分された取引価格の合計額や収益認識の見込み時期についての開示が要求されている。本開示項目については、対象となる履行義務が多数に及ぶ場合には、データの集計管理(更新・削除等)に要する多額のコストが作成者において発生することが想定されるため、利用者のニーズを十分調査した上で慎重に検討すべきである。

以上